



太子町公告第3号

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定に基づき、経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、下記のとおり定めた経営管理権集積計画は、下記場所において縦覧に供する。

令和4年1月11日

太子町長 高梨 哲彦



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No	地区名	大字	森林面積	森林所有者数	筆数	備考
1	上下小川東	北富田	6.07ha	8人	17筆	整理番号 R3集1-1～ R3集1-8

2 縦覧場所

太子町役場農林課

※太子町ホームページにて閲覧できます。

(リンク <https://www.town.daigo.ibaraki.jp/page/page005982.html>)

3 権利の設定

本公告により、対象森林の経営管理権が太子町に設定されるとともに、経営管理受益権が森林所有者に設定される。